

令和4年度デジタル田園実装拡大事業（農業者支援）補助金実施要領
(趣旨)

第1 宮城県が実施する令和4年度デジタル田園実装拡大事業（農業者支援）補助金（以下「本補助金」という。）の運用及び取扱いについては、この要領に定めるところによる。

2 本補助金は、県内のアグリテック活用を推進するため、農業者のスマート農業関連機械等の導入に要する経費を補助する。

(事業内容)

第2 本補助金の事業タイプ、事業実施主体、対象経費、交付率及び交付額の上限、交付の条件等、運用に必要な事項については、別記のとおりとし、その他運用に必要な事項については、別に定める。

(事業申請等)

第3 本補助金に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次のとおり申請するものとする。

(1) 事業実施主体は、事業計画（別紙様式及び別紙1）を策定し、市町村長へ提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)により提出された事業計画を確認し、適当と認めるときは、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(3) 知事は、(2)により提出された事業計画の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 前項の規定による申請の期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

第4 知事は、第3に基づき提出された事業計画の審査に当たっては、農業振興課長等からなるデジタル田園実装拡大事業（農業者支援）審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置方法に関しては別に定める。

(事業の審査)

第5 知事は、第3に基づき提出された事業計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手（機械・設備等の入札・発注を含む。）は、原則として交付決定日から令和5年2月28日までに行ったものを交付対象とする。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、実施期間の終期を変更できる。

2 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体はあらかじめ、県の適切な指示を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙3により知事に提出するものとする。

3 前項により、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(事業計画の変更、中止等)

第7 交付要綱第5条第1項(1)の変更又は交付要綱第5条第1項(2)の中止(廃止)をする取組主体又は事業実施主体は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業計画変更又は中止(廃止)(別紙様式及び別紙1)を策定し、市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により申請された事業計画変更又は中止(廃止)を確認し、適当と認めるときは、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(2)により申請された事業計画変更又は中止(廃止)の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画変更又は中止(廃止)を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8 第3の規定により認定を受けた事業実施主体(以下「認定事業実施主体」という。)は、別に定めるところにより、本補助金を申請できるものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、本補助金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業計画(以下「認定事業計画」という。)に必要となる経費の一部を交付するものとする。
- 3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業実績の報告)

第9 事業実施主体は、事業計画の実施結果を次のとおり報告するものとする。

- (1) 取組主体は、事業完了後、要綱第7条第1項の規定による実績報告書を、市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により提出された事業実績報告書について、事業計画の記載内容に照らし、その内容を確認するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)により確認した事業実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事へ報告するものとする。

(取組状況報告)

第10 事業実施主体は、事業の取組状況について、次のとおり報告するものとする。

- (1) 取組主体は取組状況について、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年度の中間報告及び年度実績報告を別紙2により、市町村長へ提出するものとする。
 - イ 中間報告の期限：当該年7月末実績を8月末までに報告
 - ロ 年度実績の期限：当該年12月末実績を翌年1月末までに報告
- (2) 市町村長は、(1)により提出された取組状況報告書について、その内容を確認するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)により確認した取組状況報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して、受理後10日以内に知事へ報告するものとする。

2 県は、必要に応じて調査分析のため、上記以外の資料提供や現地調査等を依頼することがある。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月16日から施行し、令和4年度予算に係る当該補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。